

下請契約等自己点検票

商号又は名称
代表者氏名

印

下請負人名

(注1)

項目	内容	適否 (注2)	備考 (注2)
下請負人の選定	下請工事の種類に対応する有効な建設業許可を有する者である (注3)		
	社会保険等未加入業者でない		
	指名停止期間中の者でない		
	工事の施工について著しく不適当な者でない		
	県内に本店を有する者である		
下請契約締結のあり方	建設業法第19条第1項第1号から第14号までに掲げる事項の全てが書面で定められている		
	<u>法定福利費が内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示し、当該見積書を徴収している</u>		
	対等な立場で公正な契約を適正な額の請負代金で締結しており、下請負人へのしわ寄せはない		
	契約締結後に、使用資材等の購入先を指定し購入させるような行為は行っていない		
下請契約書上の下請代金の支払に関する規定	労務費相当分は現金払とする		
	手形期間は90日以内である		
	県から前払金(部分払)が支払われる場合、下請負人に対して前払金(部分払)を支払う		
一括下請負の有無	一括して請け負わせていない		
その他	暴力団又は暴力団員による被害又は不当要求はない		
	その他建設業法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法等の規定に違反する事実はない		

(注1) 下請負人毎に別葉とすること。

(注2) 自己点検の結果について、適否欄に適・否を記載し、備考欄に理由や方針等を記載すること。

(注3) 土木工事業(土木一式工事)又は建築工事業(建築一式工事)の許可のみ有する下請負人は、500万円以上の専門工事を請け負うことができないので、このことに十分留意すること。